

在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び連携拠点について

1. 岩手県保健医療計画における在宅医療の見直しのポイント

＜現行の岩手県保健医療計画における在宅医療の位置づけ＞

国の「在宅医療の体制構築に係る指針」等を基に、施策の方向性を「連携体制の構築等」「専門人材の育成・確保」「在宅医療への理解促進」とし、**下記①～④の取組や役割分担**などを盛り込んでいる。

① 退院支援

入院医療機関における入退院調整支援機能の強化。圏域内における入退院調整支援ルールの普及等。

② 日常の療養支援

医療機関の連携等によって在宅医療を行う医師の負担を軽減するための体制づくり、訪問看護に従事する看護師の人材確保や資質の向上。災害時等の対応、在宅療養者の歯科受療、薬剤管理の適正化。

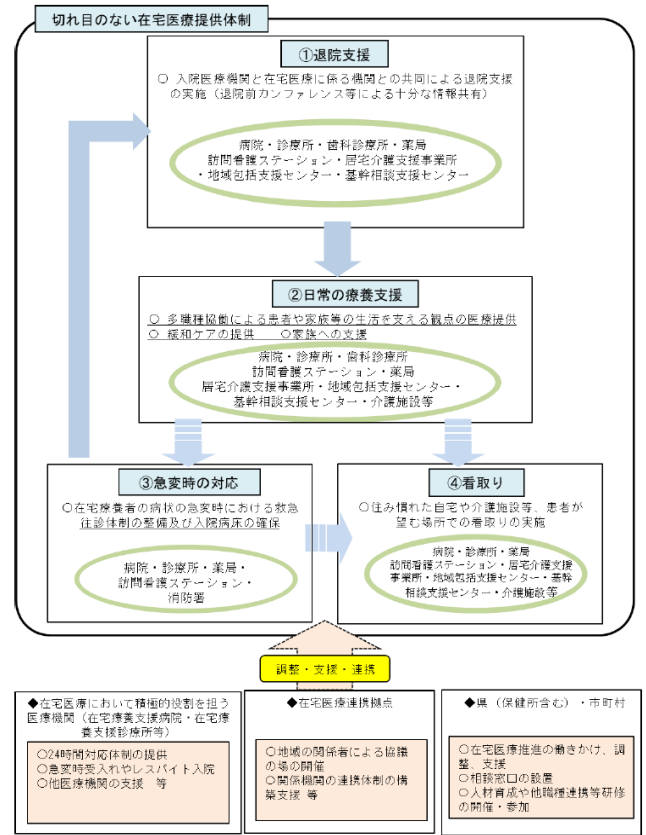
③ 急変時の対応

地域の実情に応じて24時間対応が可能な体制づくり。急変時の連絡体制の強化。

④ 看取り

患者が望む場所での看取りを行うことができるよう在宅医療を担う機関の連携の推進、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の啓発退院支援

【医療体制】（連携イメージ図）



＜第8次計画における見直しのポイント＞

・今後見込まれる在宅医療の需要の増加に対応するため、

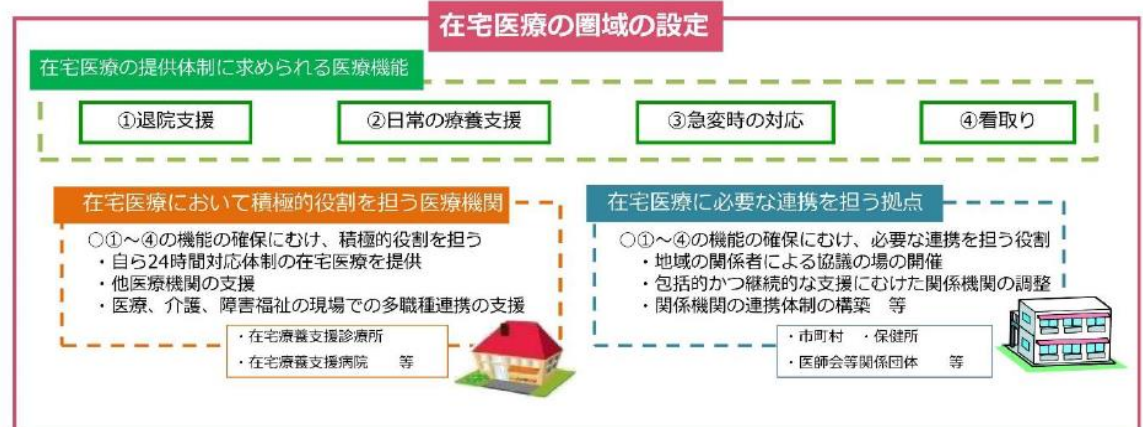
①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取りの機能確保に向け、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付ける。

※第7次計画においても、積極的役割を担う医療機関・連携を担う拠点といった名称は記載されているが、具体的な医療機関名や拠点名はないもの。

・積極的役割を担う医療機関→3郡市医師会を通じて報告を依頼中

・連携を担う拠点→各市町に報告を依頼中

⇒第8次県保健医療計画最終案に掲載予定



2. 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取りの機能の整備に向けて、**自ら24時間対応体制の在宅医療を提供**するとともに、**他の医療機関の支援**も行いながら、医療や介護、障害福祉の**現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所**を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付け。
- 在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、**在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等**の地域において**在宅医療を担っている医療機関**の中から位置付けることを想定。

1 目標

- ① 在宅医療の提供及び**他医療機関の支援**を行うこと
- ② **多職種が連携**し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ③ **災害時及び災害に備えた体制構築**への対応を行うこと
- ④ **患者の家族等への支援**を行うこと

2 目標達成に向けた取組事項 ※現状では下記①～⑥の一部の取組でも位置づけを可とする方向

- ① 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない**夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等**における**診療の支援**を行うこと
- ② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な**医療及び介護、障害福祉サービス**が十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ③ 臨床研修制度における地域医療研修において、**在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保**に努めること
- ④ **災害時等にも適切な医療を提供するための計画**（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、**他の医療機関等の計画策定等の支援**を行うこと
- ⑤ **地域包括支援センター等と協働**しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の**負担軽減につながるサービス**を適切に紹介すること
- ⑥ 入院機能を有する医療機関においては、**患者の病状が急変した際の受入れ**を行うこと

3. 在宅医療に必要な連携を担う拠点

- 地域の実情に応じ、**病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等**の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として**医療計画に位置付けること**。
- 在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、**市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図る**ことが重要。
- 在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点が同一となることも想定される。
- 在宅医療において積極的役割を担う医療機関と連携拠点が同一となることも想定される。

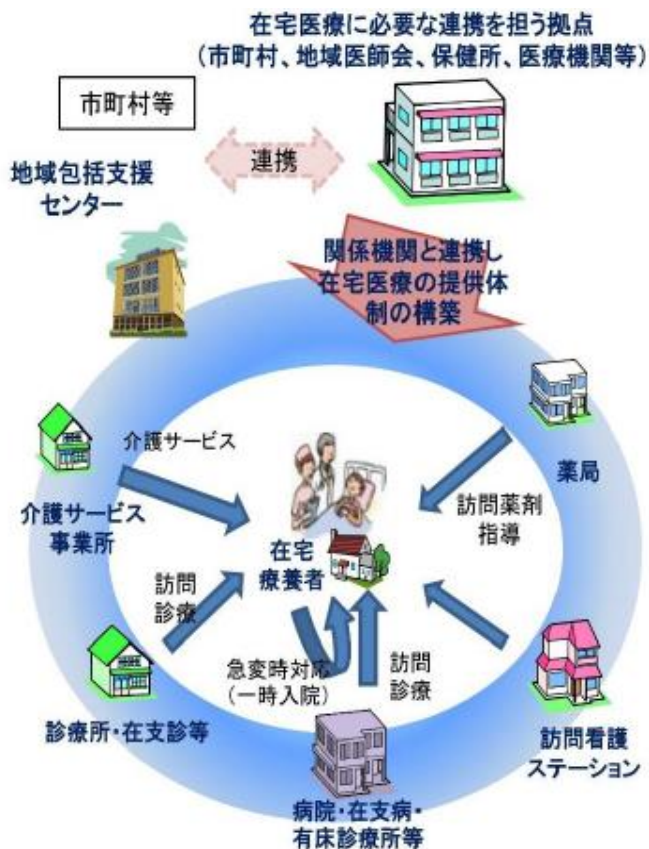
1 目標

- ① 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築
- ② 在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ③ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ④ 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

2 目標達成に向けた取組事項 ※現状では下記①～⑥の一部の取組でも位置づけを可とする方向

- ① 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的を開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ② 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと。
- ③ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による情報共有の促進をはかること。
- ④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと。
- ⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること。

(参考1)
在宅医療に必要な連携を担う拠点のイメージ



(参考2) 在宅療養支援病院及び支援診療所等の状況

市町名	支援病1	支援病2	支援病3	支援診1	支援診2	支援診3	在医総管	在後病
盛岡市	2	1	6	1	4	25	57	2
八幡平市	0	0	1	0	0	1	2	0
滝沢市	0	0	1	0	0	1	3	0
雫石町	0	0	0	0	0	0	1	0
葛巻町	0	0	1	0	0	0	1	0
岩手町	0	0	0	0	0	1	2	0
紫波町	0	0	0	0	0	1	1	0
矢巾町	0	0	0	0	0	1	2	0
計	2	1	9	1	4	30	69	2

(参考3) これまで県の広域型在宅医療連携拠点支援事業を活用した拠点

名称	事業区域	運営主体	備考
紫波郡地域包括支援センター	紫波町、矢巾町	(一社) 紫波郡医師会	H28年度～
盛岡北部行政事務組合「在宅医療介護連携推進協議会」	八幡平市、岩手町、葛巻町	盛岡北部行政事務組合	H31年度～
在宅ボックス滝沢	滝沢市	(医) ゆとりが丘クリニック	H26～R2

在支診・在支病の施設基準 (参考)

	機能強化型在支診・在支病				在支診在支病 支援診・支援病 ³	(参考) 在宅療養 後方支援病院
	単独型 支援診・支援病 ¹		連携型 支援診・支援病 ²			
	診療所	病院	診療所	病院		
全ての在支診・在支病の基準	① 24時間連絡を受ける体制の確保 ② 24時間の往診体制 ③ 24時間の訪問看護体制 ④ 緊急時の入院体制 ⑤ 連携する医療機関等への情報提供 ⑥ 年に1回、看取り数等を報告している ⑦ <u>適切な意思決定支援に係る指針を作成していること</u>					
全ての在支病の基準	「在宅療養支援病院」の施設基準は、上記に加え、以下の要件を満たすこと。 (1) 許可病床200床未満*であること又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないこと (2) 往診を担当する医師は、当該病院の当直体制を担う医師と別であること ※ 医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関にあっては280床未満				○ 許可病床数200床以上 ○ 在宅医療を提供する医療機関と連携し、24時間連絡を受ける体制を確保 ○ 連携医療機関の求めに応じて入院希望患者の診療が24時間可能な体制を確保(病床の確保を含む) ※ やむを得ず当該病院に入院させることができなかった場合は、対応可能な病院を探し紹介すること ○ 連携医療機関との間で、3月に1回以上、患者の診療情報の交換を行い、入院希望患者の一覧表を作成	
機能強化型在支診・在支病の基準	⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 3人以上		⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 連携内で3人以上			
	⑧ 過去1年間の緊急往診の実績 10件以上	⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績10件以上 ・ <u>在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上</u> ・ <u>地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている</u>	⑧ 過去1年間の緊急往診の実績 連携内で10件以上 各医療機関で4件以上	⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績10件以上各医療機関で4件以上 ・ <u>在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上</u> ・ <u>地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている</u>		
	⑨ 過去1年間の看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか4件以上		⑨ 過去1年間の看取りの実績 連携内で4件以上 かつ、各医療機関において、看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか2件以上			
	⑩ <u>市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業等において在宅療養支援診療所以外の診療所等と連携することや、地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい</u>					